

□ 区民会館の利用料金

使用者	使用施設	午前8時～午後9時 1時間当たり利用料金
区民 (非営利)	和室	100円
	ホール	300円
区民外 (非営利)	和室	500円
	ホール	1,500円

※ 区民会館は営利目的には使用できません。

※ その他、留意事項は以下のとおり。

1) 次の場合は利用料金を免除する。

- ① 自治区の公務及び組の行事等で使用する場合。
- ② 御船コミュニティ団体等が、許可を受けた年間行事計画に従って使用する場合。
- ③ その他区長が必要と認めた場合。

2) 和室は、2間、1間の利用でも同一料金とする。

3) 談話室は区長の許可が必要とする。

□ ふれあい広場(グラウンド)の利用料金

使用者	使用施設	4時間まで	4時間以上
区民(非営利)	グラウンド	免除	
区民外(非営利)	グラウンド	1,000円	2,000円
区民、区民外	夜間照明	1時間当たり200円	

※ 御船コミュニティ団体等の夜間照明使用料金は、免除する。

□児童館の利用料金

使用者	使用施設	午前8時～午後9時
		1時間あたり利用料金
区民 (非営利)	1階	免除
	2階	免除
区民外 (非営利)	1階	100円
	2階	300円
営利目的	1階	別途協議
	2階	別途協議

※ 次の場合は利用料金を免除する。

(1) 区民外の使用者であっても、区長が必要と認めた場合。

※ 安全装置付き電気暖房器以外は、使用してはならない。

□北部・南部 集会所の利用料金

使用者	使用施設	午前8時～午後9時
		1時間当たりの利用料金
区民 (非営利)	和室ホール	100円
区民外 (非営利)	和室ホール	500円
営利目的	別途協議 * 営利目的の場合の利用料金は、自治区3役協議による。	

※ 次の場合は利用料金を免除する。

(1) 自治区の公務及び組の行事等で使用する場合。

(2) 御船コミュニティ団体等が、許可を受けた年間行事計画に従って使用する場合。

(3) その他区長が必要と認めた場合。